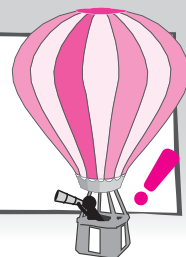


速報!

# 判例ナビ

## ☆今月の事例☆

### アナログ非対応のDVD録画機器に関し製造業者に対する 補償金相当額の支払請求を棄却した事例 (東京地判平22.12.27)



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 後藤未来

#### 1st Step 事案の概要

本件は、社団法人私的録画補償金管理協会（原告）が、株式会社東芝（被告）に対し、著作権法（以下、「法」）104条の5所定の協力義務の履行として、または不法行為に基づき、約1億4,688万円の支払を求めた事案である。原告は、被告が製造・販売する製品（以下、「被告製品」）が、法30条2項所定の「政令で定める」機器（以下、「特定機器」）に該当し、被告には、法104条の5に基づき補償金相当額を購入者から徴収して原告に支払うべき義務がある等と主張した。

争点は、①被告製品の「特定機器」該当性、②法104条の5の協力義務の法的性質、および③被告による不法行為の成否である。

①に関し、被告製品はアナログチューナー非搭載のDVD録画機器（デジタル放送を受信してDVDに録画するものであり、機器内部においてはアナログデジタル変換が行われない）であるところ、著作権法施行令（以下、「令」）1条2項3号所定の「アナログデジタル変換が行われた影像」（を固定する機能）を有すると言えるかが特に争われた。

#### 2nd Step 判旨

請求棄却。（争点①に関し）『「アナログデジタル変換が行われた影像」の意義については……変換処理が行われる場所のいかんに関わらず、『アナログ信号をデジタル信号に変換する処理が行われた影像』を意味する』。そして、「デジタル放送においてデジタル信号として送信される影像の大部分は、もともとアナログ信号であったものについて、撮影から放送に至るいずれかの過程においてデジタル信号に変換する処理が行われている」。よって、被告製品は「特定機器に該当する」。

（争点②に関し）「法104条の5においては、特定機器の製造業者等において『しなければならない』ものとされる行為が、具体的に特定して規定されていないのであるから……法律上の義務を課したものと解することは困難というほかなく、法的強制力を伴

わない抽象的な義務としての協力義務を課したものにすぎない」。〔争点③に関し〕「協力義務が法律上の具体的な義務とはいえない以上……不法行為の成立も認められない」。

#### 3rd Step 実務の視点

法30条2項は、私的使用を目的として「特定機器」により録音・録画を行う者が著作権者に対して補償金を支払うべき旨規定する。この補償金制度の実際の運用として、「特定機器」に該当する製品については、製造業者等による上乗せ徴収・納付が行われてきた。これに対し、アナログチューナー非搭載のDVD録画機器については、被告を含む複数の製造業者が、「特定機器」に該当しないとの立場から上乗せ徴収・納付を行っていない。無料デジタル放送の録画機器を巡っては、そもそも立法論として当該機器を補償金制度の対象とすること自体の是非が議論されてきた。本件は、かかる議論に決着がつかないままアナログチューナー非搭載のDVD録画機器が出荷されたことから、関係者の見解の相違が法令解釈に係る上記各争点の形で顕在化したものである。

本判決は、当該各争点に関する初の司法判断である（ただし、控訴中である）。請求の当否自体は、協力義務の法的性質に係る判断により決着されているが、上記のような紛争の背景からすれば、「特定機器」該当性を肯定する判示が製造業者側に事実上与える影響も無視できないように思われる。無論、協力義務の法的強制力を否定する判示に依拠して、「特定機器」に該当する製品について今後も上乗せ徴収・納付が行われないこともありうるが、制度運用のあり方としては変則的とも言える。このことは、元を正せば補償金制度のあり方を巡る上記議論が未決着であることに由来しており、本件の司法的解決の限界を示すものとも言えよう。控訴審の帰趨とともに、法令改正の可否を含めた当該制度のあり方そのものに係る議論の進展が注目される。